

平成21年12月4日

資 料

(たばこ税[地方税])

地方たばこ税(とりまとめに向けて)

税率の引上げを行う場合には、国と地方の配分比率について、1:1を堅持しつつ、検討を進めてはどうか。

(参考)平成22年度税制改正要望・意見

<全国市長会>

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1:1を堅持する等、地方税が増収となるよう措置をすること。

<全国町村会>

たばこ税の課税方法(税率)を見直す際は、町村の極めて厳しい財政状況に鑑み、市町村たばこ税の現行税込総額を確保できるよう措置をすること。

<全国町村議会議長会>

市町村たばこ税は、税率を見直す際は、地方たばこ税への配分割合を高めるよう措置をすること。

地方たばこ税の概要

○課税団体

小売販売業者の営業所所在の都道府県及び市町村

○税率(円／1,000本)

区 分	製造たばこ
地方たばこ税	4,372円 うち都道府県分 1,074円 うち市町村分 3,298円
国たばこ税 (たばこ特別税含む)	4,372円
たばこ税 計	8,744円

○地方たばこ税収(平成20年度決算見込額)

10,716億円 (国:地方=1:1)

(参考)

たばこ1箱 価格内訳

(例)マイルドセブン(小売定価 300円)

税抜き価格分 110.84円	
消費税 14.28円	
国のたばこ税 87.44円	たばこ特別税 16.40円
	たばこ税 71.04円
地方のたばこ税 87.44円	都道府県分 21.48円
	市町村分 65.96円

たばこ税
174.88円

〔税制〕

○ 酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。
（中略）

たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設します。「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置付けます。具体的には現行の「1本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討します。その際には日本たばこ産業株式会社（JT）に対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行います。

民主党税制抜本改革アクションプログラム（抄）

（5）個別間接税

①基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課することは二重課税（若しくは同一の財・サービスに対して2度課税）を行うことになる。これは税制、特に消費税に不信・不満をもたらすことになるため、早急に解消することが必要である。したがって、特定の政策目的がない個別間接税は早急に整理すべきである。

一方で、世界の税制改革の流れの中で「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されている。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方である。消費税に加えて個別間接税の負担を納税者に求める場合には、「グッド減税・バッド課税」の考え方に立って、課税のあり方を検討する。

② 略

③酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は、いずれも消費税との二重課税になっているという基本的な問題があると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきた（中略）という問題がある。これは酒税・たばこ税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものであるが、前記の基本的な考え方に照らして、このようなあり方は望ましいものではない。

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要である。（中略）

また、たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的のたばこ規制法を新たに創設し、「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置づける。具体的には現行の「一本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討する。さらに、その際にはJTに対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行う。